

充実した高校生活を送るために

学校生活の心構え(本校生徒として守るべき事柄)

1 生活全般について

- (1) 生徒手帳は常時携帯する。
- (2) 時間を守り、遅刻はしないように心掛ける。
- (3) 身だしなみを整え、端正でかつ品位ある服装で登下校する。
- (4) 登下校は原則として、正門を通行する。
- (5) 高校生として恥ずかしくない言動を心掛け登下校時にはお互いに気持ちの良い挨拶を行う。
- (6) 貴重品は必ず身に付けておく。または個人ロッカーを活用し、管理の徹底・盗難防止を図る。
- (7) 有害図書等、不必要な物は学校に持参しない。
- (8) 公共物を大切にし、環境の整備・美化に努める。
- (9) 教室は常に整理・整頓を心掛け、勉学にふさわしい場所にするよう努める。
- (10) 自転車は、指定の自転車置き場に施錠して停める。
- (11) 交通道德を守り、交通事故防止に努める。特に、電車、バス等で通学する者は、車内の規則を守り、弱者への配慮を心がける。

2 許可が必要なこと

- (1) 始業時から下校時までの間は、校外へ出ない。但し、必要な場合は、担任の許可を受ける。
- (2) 自転車通学を希望する者は、自転車保険に加入し、点検・許可を受ける。
- (3) アルバイトは原則禁止とする。但し、必要な場合は、学校の許可を受ける。
- (4) バイク及び自動車による通学は禁止する。普通免許取得のための自動車学校入校は、進路決定者に限り、就職内定者は3年2学期期末考査終了時から、専門学校・大学・短期大学進学決定者は2月の家庭学習期間以降から認める。

3 身だしなみについて

(1) 詰襟スタイル

冬服 上着は黒色標準学生服、ズボンは上着と同色の標準学生ズボンとする。学年カラーの校章を左襟に付けることが望ましい。

夏服 校名入り規定の白色半袖開襟シャツとし、ズボンは黒色標準学生ズボンとする。また、校名入り規定の白色もしくは紺色のポロシャツも可とする。

合服 校名入り規定の白色長袖カッターシャツとし、ズボンは黒色標準学生ズボンとする。

(2) セーラースタイル

冬服 濃紺色のセーラー型で規定のリボンを結ぶ。襟には2.5cm 内側に1cm 幅の白線が一本入り、学年カラーの校章を左胸に付けることが望ましい。スカートは規定のものとする。

夏服 校名入り規定の白色半袖セーラー型。リボン、襟、スカートは冬服と同様とする。また、校名入り規定の白色もしくは紺色のポロシャツも可とする。

合服 校名入り規定の白色長袖セーラー型。リボン、襟、スカートは冬服・夏服と同様とする。

(3) ブレザースタイル

ア スラックスタイプ

冬服 ブレザー着用時は、ネクタイを着用する。また、校名入り規定の白色長袖シャツを着用し、スラックスも規定のものとする。

夏服 校名入り規定の白色もしくは紺色のポロシャツとする。また、校名入り規定の白色長袖シャツの着用も可とし、ネクタイは着用しなくてもよい。

イ スカートタイプ

冬服 ブレザー着用時は、ネクタイもしくはリボンをする。また、校名入り規定の白色長袖シャツを着用し、スカートも規定のものとする。

夏服 校名入り規定の白色もしくは紺色のポロシャツとする。また、校名入り規定の白色長袖シャツの着用も可とし、ネクタイ、リボンは着用しなくてもよい。

(4) その他

ア ベスト…紺色または白色の指定品とする。ただし、式典で着用する場合は、上着(ブレザー)を着用する。

イ セーター…紺色の指定品とする。式典で着用する場合は、上着(ブレザー)を着用する。

ウ 靴 下…制服に似合う華美でないものとする。また、ストッキングやタイツ等も同様とする。

エ 靴…スニーカー、スポーツシューズ、ローファー等とする。

オ 防寒着…できるだけ無地で華美でないものとし、着用する際は、冬の制服の上に着用する。

カ 手袋、マフラー等…華美でないものとする。

キ ブレザースタイルと詰襟、セーラースタイルを組み合わせた着こなしはしない。

ク 化粧・マニキュア・派手な装飾品をしたり、ピアスをしたりしない。

ケ 靴は華美でないものとし、ボタンやファスナーで閉じられるものが望ましい。

コ 異装について…病気、けが等で定められた服装を着用できない場合は、担任・生徒指導部に申し出て「異装届」を提出する。

(5) 頭髪について(清潔感のある髪型にする)

ア 生来的な状態を保ち、加工はしない。

イ 長い髪は目立たないゴム等で束ねることが望ましい。派手な髪止めは避ける。

4 特別指導について

法律に違反する行為や本校のルールを大きく逸脱する行為に対しては、校長による「特別指導(校長訓戒、家庭謹慎等)」を行う。また、学校教育法施行規則第 26 条に基づく懲戒を行う場合もある。特別指導については、保護者の協力のもとに、丁寧な指導を行う。

校則の見直しに関する手順について

校則については、毎年見直す機会を設け、生徒・保護者・職員から意見を集約した上で協議し、次年度に向けた校則の検討を行う。校則の見直し手順は以下の通りとする。

前年度に作成された校則(改訂版)の運用を開始する

- 4月 ○生徒・保護者は前年度3月までに学校 HP に掲載された校則(改訂版)を確認する。
 ○年度初めの職員会議等で改訂点の確認を行う。



校則について考える

- 5月 ○見直しや課題点について意見を出し合い、全校生徒が校則について考える機会とする。
 (注)結論を出すのではなく、自他の考えを出し合い、各自が考えを深める場となるよう留意する。



アンケートの実施

- 9月 ○Microsoft Forms を活用し、生徒・保護者・職員にアンケート調査を行う。



生徒指導部による協議

- 10月 ○9月に実施したアンケート結果を踏まえて生徒指導部で検討の上、改定案1を作成する。
 ○PTA 役員会・委員会で提示する。



生徒・保護者の各代表と生徒指導部職員による協議

- 11月 ○改訂案2を作成する。
 ○協議会参加者は、生徒会長・副会長、PTA 会長・副会長、生徒指導部職員を基本とする。



職員会議での検討

- 12月 ○改訂案2を基に職員会議で検討し、次年度の校則案を決定する。



次年度の校則(改訂版)の周知

- 2月上旬 ○改訂案が決裁された後、速やかに学校ホームページに掲載し、周知を図る。